

## 令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会郵便入札に係る実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が執行する郵便により行う競争入札（以下「郵便入札」という。）について、市実行委員会が定める入札の心得（以下「心得」という。）、他要領のほか、必要な事項を定めるものとする。

### (郵便入札の対象)

第2条 郵便入札の対象は、入札公告（公募）において市実行委員会が指定した案件とする。

### (入札方法の指定等)

第3条 郵便入札の入札方法については、入札公告等に必要な事項を記載するものとする。

### (申請書等の提出)

第4条 入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び必要書類（以下「申請書等」という。）を配達証明等の方法により、指定された日時までに市実行委員会に到着するよう郵送するものとする。

### (郵便入札における入札の辞退)

第5条 入札辞退届の提出期限は入札書の提出期限と同一とし、郵送により入札辞退届を提出するものとする。

### (入札書の提出方法)

第6条 入札書の提出は、配達証明等の方法により、指定された日時までに市実行委員会に到着するよう郵送するものとする。

2 前項における入札書の提出方法は、別記1に定めるとおりとする。

3 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

### (無効とする入札)

第7条 心得に定めるもののほか、前条の規定による入札書の提出方法によらない入札は、無効とする。

### (入札書の開札)

第8条 入札書の開札は、本入札事務に関係のない市職員が立会うものとし、入札執行者は立会いのもとで入札するものとする。

2 開札に立会う職員は、当該入札後に立会人署名書（様式第6号）に署名しなければならない。

(落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 くじの方法は、別記2に定めるとおりとする。

3 くじの抽選は、開札後、直ちに行う。

(入札結果等の連絡)

第10条 市実行委員会会長(以下「会長」という。)は、郵便入札を経て落札(候補)者を決定した場合は、速やかに入札者全員に対し入札結果を連絡することとする。

(再度入札)

第11条 会長は、郵便入札の開札において再度入札が必要となった場合には、前回の入札の開札日から1日以上の間を置いて実施するものとする。

2 再度入札の対象となる入札者に対しては、再度入札通知書(様式第7号)を電子メールで通知するものとし、無効となる入札をした者に対しては、郵便等入札無効通知書(様式第8号)を電子メールで通知するものとする。

(費用)

第12条 この入札の参加に関して必要な一切の費用は、全て入札参加者の負担とする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記1 入札書の提出方法について

第6条第2項に定める入札書の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札案件ごとに、内封筒・外封筒の二重封筒とする。
- (2) 入札書を入れた内封筒にあっては、「入札書在中」と朱書きし、入札件名、開札日、入札者（競争入札参加資格者名簿に記載された者をいう。以下同じ。）の住所及び商号又は名称を記載するとともに、貼り付け部分を入札者の使用印（使用印鑑届においてあらかじめ使用印として届出がなされた印をいう。）で割印する。
- (3) 外封筒にあっては、前号の内封筒を封入し、「入札書在中」と朱書きするとともに、入札件名、送付（提出）先、入札者の住所及び商号又は名称を記載して提出する。
- (4) 上記のほか、「入札書封筒の記載方法等」を参照すること。

## 別記2 郵便入札における「くじ」の方法について

令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会郵便入札に係る実施要領に基づく「くじ」の方法は、次のとおりとする。

### 1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入が必要）。

なお、記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、宇部市の競争入札参加資格名簿に登録している入札参加者の電話番号の下3桁の数字を記載したものとみなす。（くじの辞退は不可）。

### 2 くじの手順

- (1) 同額入札者から再度入札通知書のファックスが市実行委員会へ到着した順に「抽選番号」（0、1、2、・・・）を付与する。なお、到着日時が同日同刻の場合、くじ番号の小さい順に抽選番号を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、「余り」を算出する。
- (3) 上記(1)の「抽選番号」と上記(2)の「余り」が一致した者を落札者とする。

#### 例) 入札参加者3社が同額入札の場合

- (1) 「抽選番号」を付与

A社、C社、B社の順にファックスが市実行委員会に到着

業者名	抽選番号
A社	0
B社	2
C社	1

- (2) くじ番号の和を求め、同額入札者数で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	592
B社	066
C社	483

$$592 + 066 + 483 = 1141$$

$$1141 \div 3 \text{ 者} = \text{商} 380 \text{ (余り: 1)}$$

- (3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	決定
A社	0	
B社	2	
C社	1	落札者

※C社が落札者に決定